

# 用語の解説

## ● 就業者

就業者とは、調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入（現物収入を含む。）を伴う仕事を少しでもした人  
なお、収入を伴う仕事を持っていて、調査週間中、少しも仕事をしなかった人のうち、次のいずれかに該当する場合は就業者としています。

(1) 勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合

(2) 事業を営んでいる人が、病気や休暇などで仕事を休み始めてから30日未満の場合

また、家族の人が自家営業（個人経営の農業や工場・店の仕事など）の手伝いをした場合は、無給であっても、収入を伴う仕事をしたこととして、就業者に含めています。

## ● 職業

職業とは、就業者について、調査週間中、その人が実際に従事していた仕事の種類によって分類したものをいいます。（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん実際に従事していた仕事の種類）

なお、従事した仕事有二つ以上ある場合は、その人が主に従事した仕事の種類によります。

国勢調査に用いている職業分類は、日本標準職業分類を国勢調査に適合するように編成したもので、分類の詳しさの程度により、大分類、中分類、小分類があります。

### 【平成22年変更内容】

平成22年調査の職業分類は、平成21年12月に設定された日本標準職業分類（注）を基準としており、大分類が12項目、中分類が57項目、小分類が232項目となっています。

（注）日本標準職業分類は、従来から設定していましたが、統計法の改正に伴い、新たに「統計基準」として設定したものです。

### ・平成17年国勢調査 新職業分類特別集計結果について

平成22年国勢調査と平成17年国勢調査との比較が可能となるよう、平成17年国勢調査抽出詳細集計の結果を組替集計したものです。結果の推定は平成17年国勢調査抽出詳細集計の推定方法によるため、標本誤差を含んでおり、全数集計されている基本集計結果とは一致しません。

## ● 年 齢

平成22年9月30日現在による満年齢です。

## ● 常住地

常住地とは、各人が常住する場所のことです。ここで「常住する」とは、同一の場所に3か月以上にわたって住んでいるか、または3か月以上にわたって住むことになっている場所をいい、次のとおり区分しています。

自市区町村に常住……常住地が従業している市区町村と同一の市区町村にある場合  
「自宅」と「自宅外」の場合があります。

他市区町村に常住……常住地が従業している市区町村以外にある場合  
（これは、いわゆる従業地に流入している人口を示すものとなっています。）

自市内他区……常住地が20大都市（注）にある者で、同じ市（都）内の他の区に常住地がある場合

県内他市区町村……常住地が従業先と同じ都道府県内の他の市区町村にある場合

他県……常住地が従業先と異なる都道府県にある場合

（注）東京都特別区部及び政令指定都市をいいます。

## ● 従業地

従業地とは、就業者が従業している場所をいい、次のとおり区分しています。

自市区町村で従業……従業先が常住している市区町村と同一の市区町村にある場合

自宅……従業している場所が、自分の居住する家又は家に附属した店・作業場などである場合

※ 併用住宅の商店・工場の事業主とその家族従業者や住み込みの従業員などの従業先はここに含みます。

※ 農林漁家の人で、自家の田畑・山林や漁船で仕事をしている場合、自営の大工、左官などが自宅を離れて仕事をしている場合もここに含みます。

自宅外……常住地と同じ市区町村に従業先がある人で上記の「自宅」以外の場合

他市区町村で従業……従業先が常住している市区町村以外にある場合

これは、いわゆるその市区町村からの流出口を示すものとなっています。

自市内他区……常住地が20大都市（注）にある人で、同じ市又は東京都特別区内の他の区に従業地がある場合

例) 常住地が横浜市瀬谷区にある人で、横浜市中区に従業地がある場合

県内他市区町村……従業先が常住地と同じ都道府県内の他の市区町村にある場合従業先が常住地と同じ都道府県内の他の市区町村にある場合

例) 常住地が横浜市瀬谷区にある人で、川崎市川崎区に従業地がある場合

他県……従業先が常住地と異なる都道府県にある場合

《注意点》

- 1 他市区町村に就業するという事は、その就業地のある市区町村からみれば、他市区町村に常住している人が当該市区町村に就業するためにやってくるということで、これは、いわゆる就業地への流入人口を示すものとなっています。  
ここでいう就業地とは、就業者が仕事をしている場所のことですが、例えば、外務員、運転者などのように雇われて戸外で仕事をしている人については、所属している事業所のある市区町村を、船の乗組員（雇用者）については、その船が主な根拠地としている港のある市区町村をそれぞれ就業地としています。
- 2 就業地が外国の場合、便宜、同一の市区町村として取り扱っています。
- 3 ふだん学校に通っていた人であっても、調査週間中、収入を伴う仕事を少しでもした人については、ここにいう「通学者」とはせず、「就業者」としています。  
この就業地については、35年及び40年調査は自宅就業者と自宅外の自市区町村内就業者を区別して調査していません。

● 5年前の常住地【大規模調査（10年ごと）のみ】

5年前の常住地とは、その世帯の世帯員が5年前に居住していた市区町村をいいます。平成22年調査では、平成17年10月1日（前回調査時）にふだん居住していた市区町村について調査し、以下のとおり区分しています。

また、5年前には当該市区町村に居住していたが、調査時には他の市区町村に居住していた人は、他県又は他市区町村への転出として当該地域の結果表に表章しています。

【平成22年変更内容】

平成17年以前の調査では5歳以上の人のみ集計していましたが、平成22年調査から、5歳未満の人についても、出生後にふだん住んでいた場所を調査し、区分しています。

現住所……………調査時における常住地と同じ場所

国内……………日本国内

自市区町村内……………調査時における常住地と同じ市町村（20大都市の場合は同じ区）

自市内他区……………20大都市について、同じ市又は東京都特別区の他の区

県内他市区町村……………同じ都道府県内の他の市区町村

他県……………他の都道府県

転入（国外から）…日本以外

● 就業上の地位

就業上の地位とは、就業者について、調査週間中にその人が仕事をしていた事業所における地位によって、次のとおり区分したものです。

【平成22年変更内容】平成22年調査では、従来雇用者の内訳が「常雇」及び「臨時雇」であったものを、雇用形態の変化に対応するため、以下のとおり「正規の職員・従業員」、「労働者派遣事業所の派遣社員」及び「パート・アルバイト・その他」に変更しました。

雇用者……………会社員・工員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・パートタイムやアルバイトなど、会社・団体・個人や官庁に雇用されている人で、次にいう「役員」でない人

正規の職員・従業員……………勤め先で一般職員又は正社員と呼ばれている人

労働者派遣事業所の派遣社員……………労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されている人

パート・アルバイト・その他……………

- ・就業の時間や日数に関係なく、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている人
- ・専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用され、雇用期間の定めのある「契約社員」や、労働条件や雇用期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている人

役員……………会社の社長・取締役・監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事などの役員